

特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱

平成25年2月26日付け24農振第2113号
最終改正 平成27年12月10日付け27農振第1689号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

第1 目的

我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国である。近年、新燃岳や桜島などの火山の活動が活発化しており、降灰等による農作物等への被害が深刻化し、活動火山周辺地域における農業経営に多大な影響を及ぼしている。

このため、本事業により、農作物等への被害防除・最小化のために必要な施設等を緊急的に整備し、もって農業経営の安定化及び災害に強い地域づくりに資することとする。

第2 事業内容

本事業は、第1の目的を達成するために行う次に掲げる事業により構成されるものとし、その具体的内容は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

1 共同利用施設整備

降灰等による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等

2 関連基盤整備

1と一体的に行う基盤整備。ただし、既存の共同利用施設の効果が高まる場合等、都道府県知事が必要と認める場合にあっては、基盤整備単独で行うことができるものとする。

3 営農体系改善活動

1を実施する地区における、営農体系を改善し、整備効果をより一層高めるための活動等

第3 事業実施主体

市町村、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、土地改良区、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第29号）第2条第3項に規定する団体をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法

(昭和55年法律第65号)第23項第4項に規定する団体をいう。)及び農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者(農業センサスにより定義された農家、農家以外の農業事業体又は農業サービス事業体をいう。以下同じ。)の組織する団体とする。

第4 事業実施区域

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第19条に基づき、都道府県知事が作成した防災営農施設整備計画の対象区域とする。

第5 採択要件

本事業の採択にあたっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 原則として、農業者3者以上を含む団体であること。
- 2 事業で整備する施設の耐用年数がおおむね5年以上であること。
- 3 事業で整備する施設が、当該地区の農業の条件からみて農業者の経営の安定に資するものであること。
- 4 事業で整備する施設が、技術及び経済性の見地からみて妥当なものであること。

第6 事業の実施手続等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画について事業内容や採択要件の具備等の必要な確認を行うとともに、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された事業実施計画について事業内容や採択要件の具備等の必要な確認を行い、農村振興局長の意見を求めた上で、当該意見を踏まえ、予算の範囲内で事業実施計画を承認するものとする。
- 4 農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更に係る手続は、1及び2に準じて行うものとする。

第7 助成

- 1 都道府県は、本事業に関連して必要となる別記の経費について、事業実施主体(市町村を経由する場合は市町村とする。)に助成するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、1に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県に助成するものとする。

第8 事業の実施結果の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から3年間、農村振興局長が別に定めるところにより、当該年度における事業実施結果書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施結果の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じて当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるも

のとする。

3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施結果の報告について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第9 指導推進等

都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し、必要な指導を行うとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

別記

1 工事費

(1) 工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 工事雑費

2 促進費及び委託費